

令和 8 年度（2026 年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備
促進事業補助金交付要項

（趣旨）

第 1 条 知事は、高齢者、障がい者等が円滑に利用できるユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を促進するため、高齢者、障がい者等に配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村（以下「事業主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バリアフリー法

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）をいう。

(2) バリアフリー法施行令

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）をいう。

(3) 条例

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（平成 7 年熊本県条例第 16 号）をいう。

(4) 高齢者、障がい者等

条例第 2 条第 1 号に規定する者をいう。

(5) 移動等円滑化基準

バリアフリー法第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準をいう。

(6) 移動等円滑化経路

バリアフリー法施行令第 19 条第 1 項に規定する移動等円滑化経路をいう。

(7) 特別特定建築物

バリアフリー法第 2 条第 19 号及び条例第 28 条に規定する特別特定建築物をいう。

(8) 建築物特定施設

バリアフリー法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設をいう。

(9) 民間事業者等

国、地方公共団体及び公共的団体（条例施行規則第13条で定めるもの）を除く法人又は個人で熊本県の県税について未納がない者をいう。

(10) 整備施設

条例第2条第4号に規定する施設をいう。

(11) 整備基準

条例第17条第4項に規定する特定建築主等の判断の基準となるべき事項をいう。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第3条 補助対象建築物は、特別特定建築物のうち、バリアフリー法施行令第5条第2号（病院に限る。）、第9号及び第10号に掲げるものを除く建築物とする。ただし、厚生労働省の補助事業その他の補助事業の対象となるものは除く。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

(3) UD計画書（別記第4号様式その1又はその2）

(4) 経路部分型改修計画書（別記第5号様式）（経路部分型改修に限る。）

(5) 納税証明書（県税条例施行規則別記第28号様式（その6））

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

2 補助事業を中止し、又は廃止する場合の申請書は、別記第6号様式によるものとし、中止又は廃止の決定後速やかに知事に提出しなければならないものとする。

3 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は遂行が困難となった場合の報告書は、別記第7号様式によるものとし、速やかに知事に提出するものとする。

4 事業主体が行う補助金の交付決定において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分について、事業主体の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはな

らない旨の交付条件を付さなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助金の額又は補助事業の経費の配分若しくは内容の変更(軽微な変更を除く。)とする。

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第9号様式によるものとし、事業変更計画書は、別記第10号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第11号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第13条の実績報告書は、別記第13号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 事業実績書(別記第14号様式)

(2) 経路部分型改修報告書(別記第15号様式)(経路部分型改修に限る。)

(3) 収支精算書(別記第3号様式)

(4) 工事完了写真

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後30日を経過した日又は令和8年(2026年)3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第16号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第10条 規則第16条第1項の請求書は、別記第17号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとする者は、前項の請求書に支出計算内訳明細書を添付するものとする。

(財産の処分の制限)

第 1 1 条 要項第 5 条第 4 項の承認を受ける場合の取扱いについては以下のとおりとする。

2 民間事業者等から財産の処分承認申請書が提出された場合は、別記第 1 8 号様式により知事に申請しなければならない。

3 前項の承認に当たっては、次のとおり取扱うものとする。

(1) 取得から概ね 1 0 年経過前の補助対象財産であっても、災害による損壊や公共工事に伴う収用（相当の補償を得ているものの、代替施設を取得しない場合を除く。）等、民間事業者等の責に帰すことができない事由による財産処分については、原則として、補助金返還の条件を付さず、これを承認するものとする。

(2) 前号以外の財産処分の承認に当たっては、次により算定した額の補助金返還を条件として付すものとする。ただし、補助金交付時における補助事業の目的が財産処分後も引き続き達成される場合等は、この限りではない。

算定方法：補助対象財産に係る県補助金額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額。

4 前項第 2 号における処分制限期間は 1 0 年とする。

5 民間事業者等から返納金を収納した場合には、当該返納金に係る補助金相当額を知事に納付するものとする。

（証拠書類の保管期間）

第 1 2 条 規則第 2 3 条に規定する別に定める期間は 5 年とする。

（雑 則）

第 1 3 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

（施行期日）

この要項は、令和 8 年（2 0 2 6 年）3 月 3 1 日から施行し、令和 8 年（2 0 2 6 年）4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

改修 タイプ	補助要件		対象工事		補助 率	補助 限度額
			内容	対象工事に要する 費用の限度額		
1) 原則 型 改修	UD計画書に基づく改修であって、建築物特定施設がすべて移動等円滑化基準に適合するもの。		右欄に掲げる施設を要領で定める基準に適合させるための施設整備	①建築物特定施設 出入口、廊下等、階段、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内通路、駐車場、浴室又はシャワー室、エレベーター等	360万円	対象工事に要する費用の1/3以内 かつ 市町村負担の1/2以内
2) 経路 全部 型 改修	利用者等に意見聴取等を行い、市町村及び県と協議のうえ作成したUD計画書に基づく改修であるもの。	建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合するもの ^{※2} 。		②整備施設 案内標示、公衆電話台、発券機、カウンター又は記載台、避難誘導灯、客席、障害者用更衣室、授乳場所、レジ通路等		
3) 経路 部分 型 改修	利用者等に意見聴取等を行い、市町村及び県と協議のうえ作成したUD計画書に基づく改修であるもの。	1以上の建築物特定施設（移動等円滑化経路に係るもの ^{※1} に限る。）が原則として移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設について、簡易な整備又は人的対応等による有効な対策が講じられているものに限る。		③その他施設 ①及び②の他、要領で定める施設		

※1 移動等円滑化経路に係るものとは、「移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設」、「車いす使用者用便房」及び「車いす使用者用駐車施設」をいう。

※2 便所については、バリアフリー法施行令第14条第1項の規定に関わらず、同条第2項又は第3項のいずれかに適合する場合は、移動等円滑化基準に適合するものとして取り扱うものとする。

※3 UD計画書に基づき、移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設に講じる簡易な整備についても対象工事に含むものとする。

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付申請書（建築物名称）

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業を実施したいので、令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金 金 円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第3条及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額 金 円

添付書類

- 1 事業計画書（別記第2号様式）
- 2 収支予算書（別記第3号様式）
- 3 UD計画書（別記第4号様式その1又はその2）
- 4 経路部分型改修計画書（別記第5号様式）
- 5 納税証明書（県税条例施行規則別記第28号様式（その6））

事業計画書

1 事業の概要

2 事業の内容及び経費の内訳

事業区分	事業内容	県補助額	事業に要する経費	経費の内訳
ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業				<p>合計 (千円単位)</p> <input type="text"/>

対象工事に要する費用

↓ × 2 / 3

補助対象経費

↓ 1 / 2

県補助額

3 事業着手・完了予定年月日

年 月 日 着手予定

年 月 日 完了予定

収支予算（精算）書

1 収入の部 （単位：円）

区分	年度 予算額	年度 決算額	比較	
			増	減
県補助金				
補助事業者 支出金				
計				

2 支出の部 （単位：円）

区分	年度 予算額	年度 決算額	比較	
			増	減
事業に要す る（要した） 経費				
内 訳	施設 整備			

UD計画書

高齢者、障がい者等をはじめ、だれもが利用しやすい建物となるよう次の観点から施設整備を行います。

基本的な視点	施設整備の考え方	具体的な施設整備の内容
すべての人に簡単		
すべての人に快適		
すべての人に安全		
すべての人と状況に柔軟		

※ 施設整備の内容は、熊本県が策定したユニバーサルデザイン建築ガイドラインを参考にしてください。

添付書類

1. 実施計画書（付近見取図、現況図、実施計画図、その他補助対象工事内容がわかる図書）
2. 工事内訳書

UD計画書

（経路全部型改修又は経路部分型改修による改修の場合）

高齢者、障がい者等をはじめ、だれもが利用しやすい建物となるよう次の観点から施設整備を行います。

基本的な視点	施設整備の考え方	具体的な施設整備の内容
すべての人に簡単		
すべての人に快適		
すべての人に安全		
すべての人と状況に柔軟		
利用者意見の聴取の方法		

※ 施設整備の内容は、熊本県が策定したユニバーサルデザイン建築ガイドラインを参考にしてください。

添付書類

1. 実施計画書（付近見取図、現況図、実施計画図、その他補助対象工事内容がわかる図書）
2. 工事内訳書

別記第5号様式（第4条関係）

経路部分型改修計画書

高齢者、障がい者等をはじめ、だれもが利用しやすい建物となるよう経路上の円滑化基準に適合しない特定施設について、下記の措置を講じます。

住 所

事業者氏名

建物名称

記

円滑化基準を満たしていない施設	内 容	講ずる措置	措置に対する意見 聴取の意見の内容

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業中止（廃止）申請書（ 建物の名称 ）
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知の
あった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業について、中止（廃止）の承認を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第5条第1項第1号及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 理由

2 今後の処理

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業報告書（ 建物の名称 ）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業について、予定期間内に完了しない（遂行が困難な）事由が生じたので、熊本県補助金等交付規則第5条第1項第2号及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項第5条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 理由

2 今後の処理

当初事業工期 年 月 日 ～ 年 月 日

変更事業工期 年 月 日 ～ 年 月 日

注：様式中の不要の文字は抹消してください。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付決定通知書（建物の名称）

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記の条件を付けて 金 円を交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 事業主体が行う補助金の交付決定において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、事業主体の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨の交付条件を付してください。
- 4 熊本県補助金等交付規則及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項の規定を遵守してください。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金変更交付申請書（ 建物の名称 ）
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知の
あった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|----|
| 1 | 補助金交付申請額 | 金 | 円 |
| | （うち前回までの申請額 | 金 | 円） |
| 2 | 計画変更の理由 | | |

添付書類

事業変更計画書（別記第10号様式）

事業変更計画書

1 事業の概要

2 事業内容及び経費の内訳

区分	事業区分	事業内容	県補助額	事業に 要する経費	経費の内訳
変更前					
変更後					

3 経費の負担区分

区分	経費区分	事業に 要する経費	負担区分	
			県補助金	補助事業者 支出金
変更前				
変更後				

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

令和 8 年度（2026 年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金変更交付決定通知書（ 建物の名称 ）
年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 8 年度（2026 年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第 7 条の規定により承認し、下記の条件を付けて令和 8 年度（2026 年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金 金 円（前回までの交付決定額 金 円）に変更することにしましたので、同条第 3 項の規定により準用する同規則第 6 条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けてください。
- 2 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けてください。
- 3 事業主体が行う補助金の交付決定において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分については、事業主体の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない旨の交付条件を付してください。
- 4 熊本県補助金等交付規則及び令和 8 年度（2026 年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項の規定を遵守してください。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物
整備促進事業補助金変更承認通知書（ 建物の名称 ）

年 月 日付け 第 号で申請のあった令和8年
度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業の計
画変更は、これを承認します。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物
整備促進事業実績報告書（建物の名称）

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、
令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進
事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び令和8年度（2
026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付
要項第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 経路部分型改修報告書（経路部分型改修に限る）
- 3 収支精算書
- 4 工事完了写真

事業実績書

1 事業実績の概要

2 事業実績

事業区分	事業内容	県補助額	事業に 要する経費	経費の内訳

3 事業着手・完了年月日

年 月 日着手
年 月 日完了

経路部分型改修報告書

高齢者、障がい者等をはじめ、だれもが利用しやすい建物となるよう経路上の円滑化基準に適合しない特定施設について、下記の措置を講じたので報告します。

住 所

事業者氏名

建物名称

記

円滑化基準を満たしていない施設	内 容	講じた措置

※ 施設等の措置を講じた場合は、必要に応じて状況写真を添付すること。

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付確定通知書（ 建物の名称 ）

年 月 日付け 第 号で交付決定しました令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知があった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座番号		

年 月 日

事業主体の長

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
書類の発行（作成）責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

口座振替払	銀行	支店
口座番号		

添付書類

- 1 支出計算内訳明細書

年 月 日

事業主体の長

熊本県知事 様

書類の提出方法	紙・電子メール・ファクシミリ		
書類の発行（作成）責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

事業主体の長

令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業に係る補助対象財産の処分承認申請書（建築物の名称）

標記について、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号）第21条第2項及び令和8年度（2026年度）熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業補助金交付要項第11条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象財産の内容

事業年度	事業完了年月日	物件名称	所在地	処分する内容	財産処分予定年月日	備考

2 処分の種類

【目的外使用・譲渡（有償・無償）・交換・貸し付け・取り壊し・その他（ ）】

3 処分の経緯、理由及びその後の管理方法

4 その他

■添付資料

- ・最終交付申請書及び交付決定通知書並びに完了実績報告書及び額の確定通知書の写し
- ・財産処分の内容がわかる資料

UD計画書（記入例）

高齢者、障害者等をはじめ、だれもが利用しやすい建物となるよう次の観点から施設整備を行います。

基本的な視点	施設整備の考え方	具体的な施設整備の内容
すべての人に簡単	1 建物の利用者と管理者の領域を分け、建物利用者の動線も交差しないよう分かりやすい計画とする。 2 玄関から受付、トイレ、昇降設備等の位置を分かりやすくする。 3 ドア等の建具や設備機器等のスイッチの使いやすさに配慮する。 4 言語や文字に頼らない分かりやすい情報サインを用いる。	屋内ドアは、大きい取っ手が付いた引き戸とし、錠は操作がしやすい形状とする。 案内表示は、ピクトグラムを採用する。 視覚障害者の円滑な利用のため、点状・線状ブロックの敷設、手すり及びインターホンへの点字表記並びにトイレへの触知案内図を設ける。
すべての人に快適	1 だれもが同じ動線で移動できるよう玄関には段は設けない。 2 手すり等は、違和感のないものを使用する。 3 多機能トイレの設備は、心地よい使用感覚のものを使用する 4 情報装置は、コミュニケーションが図られやすいものを使用する。	歩行者アプローチは1 / 20以下の勾配で歩車分離とする。 通路手すりは、2段とし、樹脂製で握りやすい形状のものを使用する。 多機能トイレには、温水洗浄機能付き洋便器やオストメイト対応設備を設ける。 インターホンは、カメラ付きのもので、かつ、点字表示を行う。
すべての人に安全	1 通路や建具の構造は、事故を防止する形態とする。 2 人的な対応がしにくい場所での警報システムは、2以上の感覚機能に伝わるものとする。 3 スイッチ等の操作に失敗して	床材は、滑りにくい材料を使用する。 扉は、挟み込みをしにくい構造で、ガラス戸は、衝突防止のための表示を行う。 多機能トイレ内には、非常通報

	も、簡単に元の状態に戻れるよう配慮する。	ボタンのほか、緊急時の発光装置を設ける。 非常ボタンの復旧装置は、分かりやすい場所に設ける。
すべての人と状況に柔軟	1 家具や設備は、多様な使い手の利用を考慮する。 2 雨天時の円滑な利用など環境変化の影響を受けにくいものとする。	受付台は、ハイカウンターとローカウンターとする。 多機能トイレ等に乳幼児設備を設ける。 授乳室を設ける。 車いす使用者用便房の便器は、左アプローチと右アプローチのものを設ける。 スイッチは、パイロットランプ付きで大きめのものを使用する。 玄関には大きなひさしを設け、車いす使用者駐車場には屋根を設ける。

※ 施設整備の内容は、熊本県が策定したユニバーサルデザイン建築ガイドラインを参考にしてください。

添付書類

1. 実施計画書（付近見取図、現況図、実施計画図、その他補助対象工事内容がわかる図書）
2. 工事内訳書